



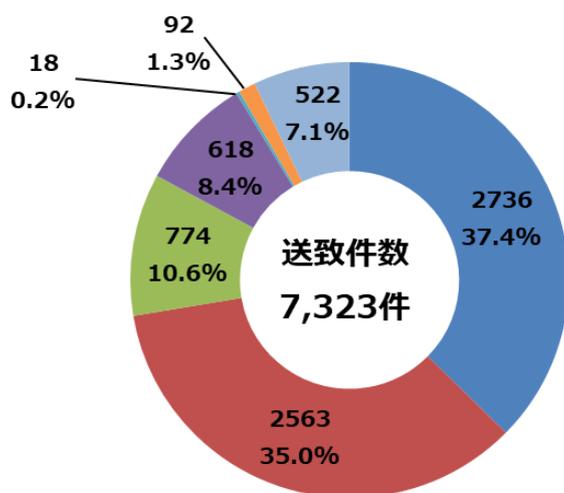
令和5年1月18日
海上保安庁

令和4年の海上犯罪取締り状況（速報値） ～5年ぶりに送致件数が増加！！～

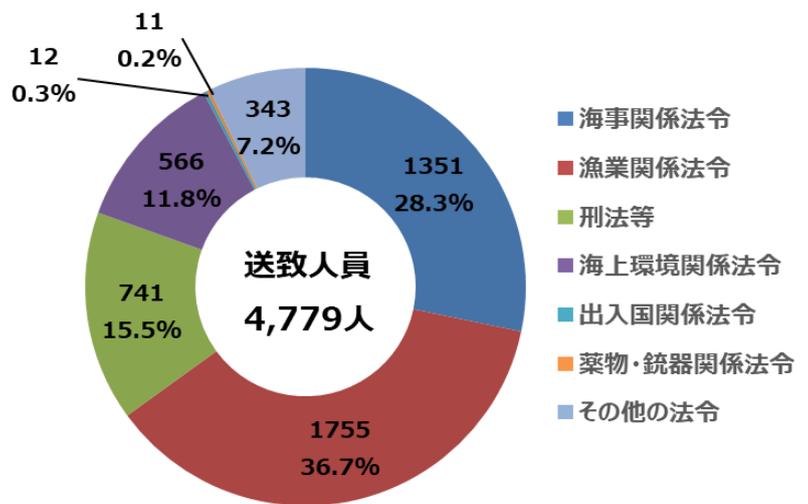
令和4年は、全体で7323件送致しており、平成30年以降、減少が続いていた送致件数が5年ぶりに増加（前年比875件増）しました。その中でも、漁業関係法令違反の送致件数が増加（前年比449件増）しております。

- 送致件数7323件（前年比875件増） 送致人員4779人（前年比394人増）
- 漁業関係法令違反の送致件数は、前年に比べ449件増加しており、その中でも、あわびやなまこなどを違法に採捕所持販売する事犯が前年に比べ201件増加しております。また、令和5年12月からあわびやなまこと同様に、しらすうなぎを特定水産動植物として指定した改正漁業法施行規則が適用となることを視野に、取締りを徹底しているところです。
- この他にも、停泊中の内航船舶に対する広域連続窃盗事件や航行中のフェリー船内窃盗事件について捜査したほか、大口の薬物密輸事犯や違法薬物所持・使用事犯、外国人船員による不法上陸事犯や不法就労助長事犯を摘発するなど、様々な海上犯罪取締りを実施しております。
- 海上保安庁では、悪質・巧妙な犯罪に対し、引き続き、犯罪行為の未然防止や取締りに積極的に取り組んでまいります。

法令別送致件数割合

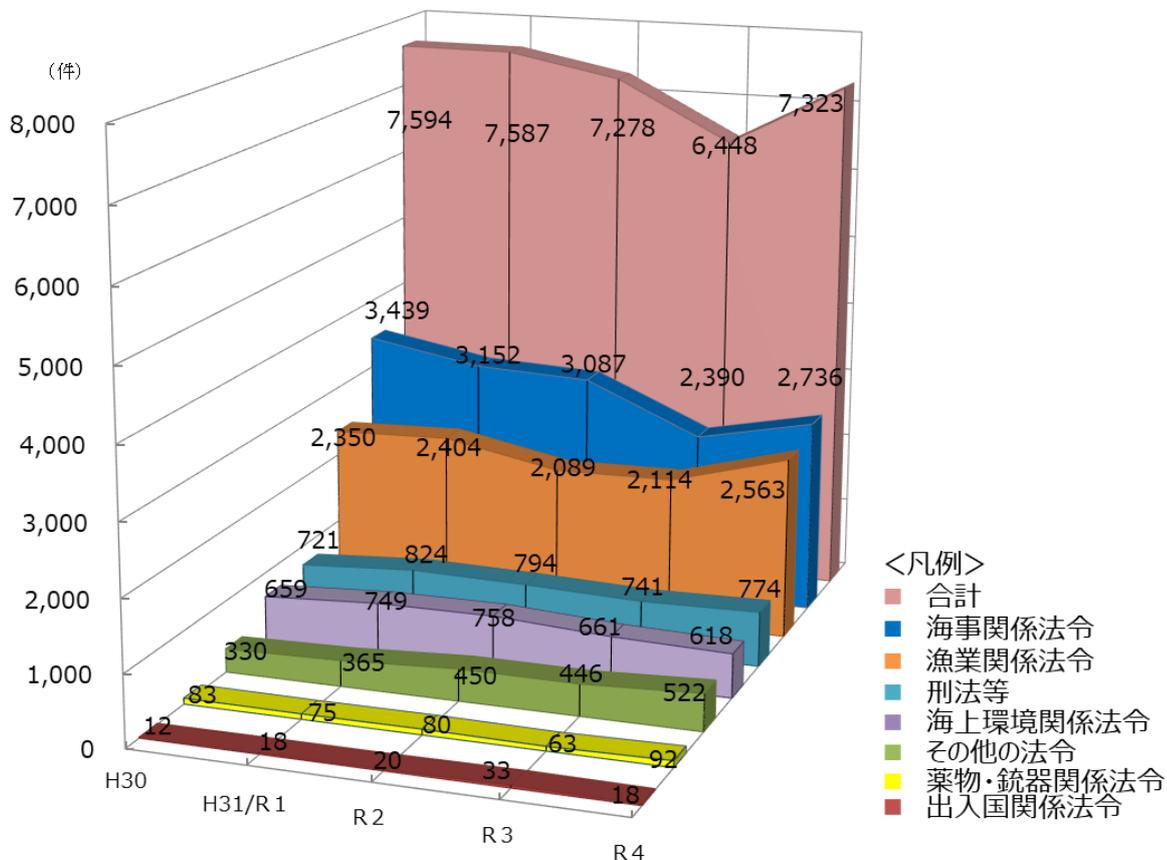


法令別送致人員割合

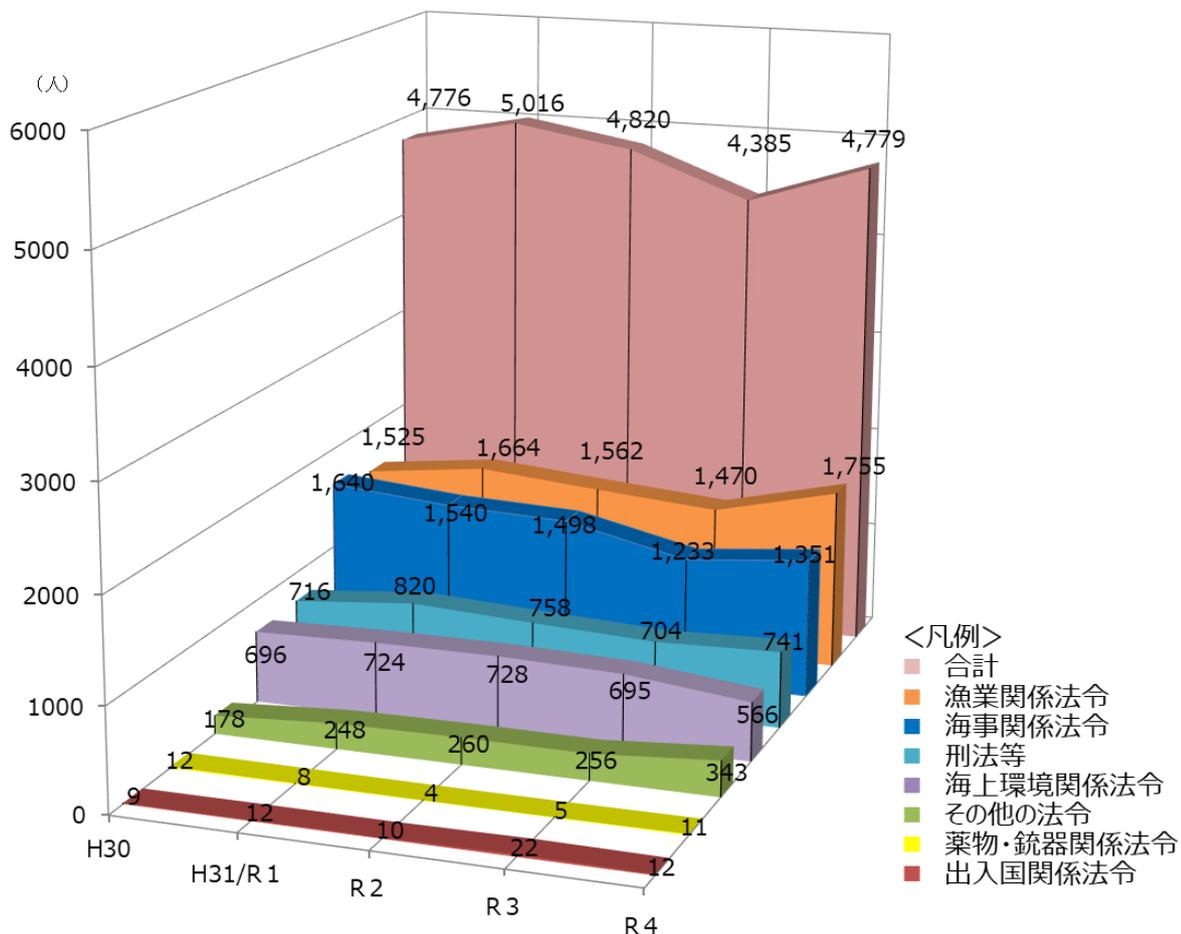


◆ 詳細は「別添」をご参照ください。

各種法令別送致件数の推移（平成 30 年～令和 4 年）



各種法令別送致人員の推移（平成 30 年～令和 4 年）

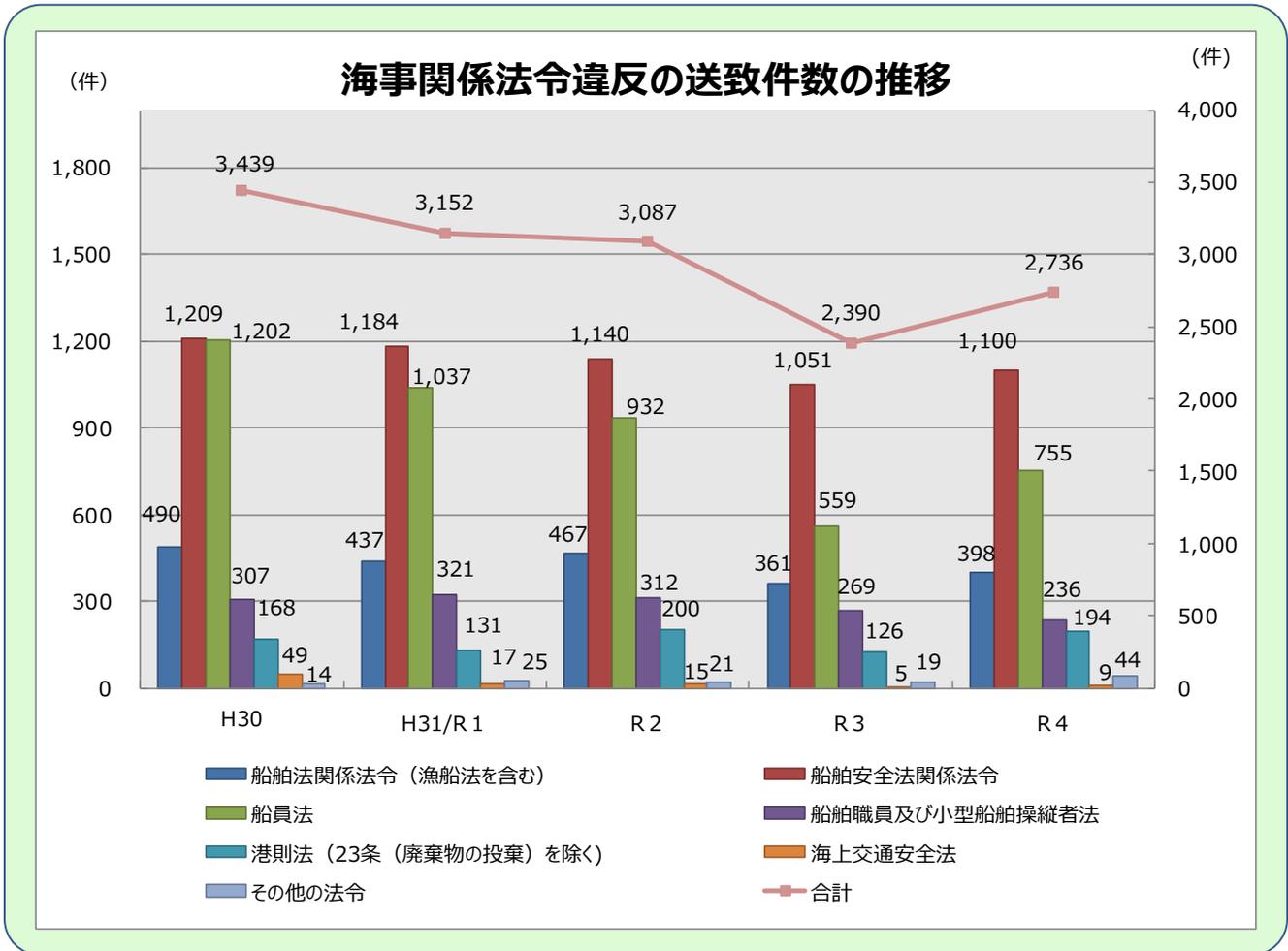


各種法令別取締り等の状況

1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 2736 件（前年比 346 件増）で送致件数全体の 37.4% となりました。

法令別では、船舶の検査や定員、航行区域等を規定した船舶安全法関係法令違反が 1100 件で海事関係法令違反全体の 40.2%、船員の労働条件等を規定した船員法違反が 755 件で 27.6%、船舶の登録等を規定した船舶法関係法令違反が 398 件で 14.5%、船舶操縦者の資格等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が 236 件で 8.6%を占めています。

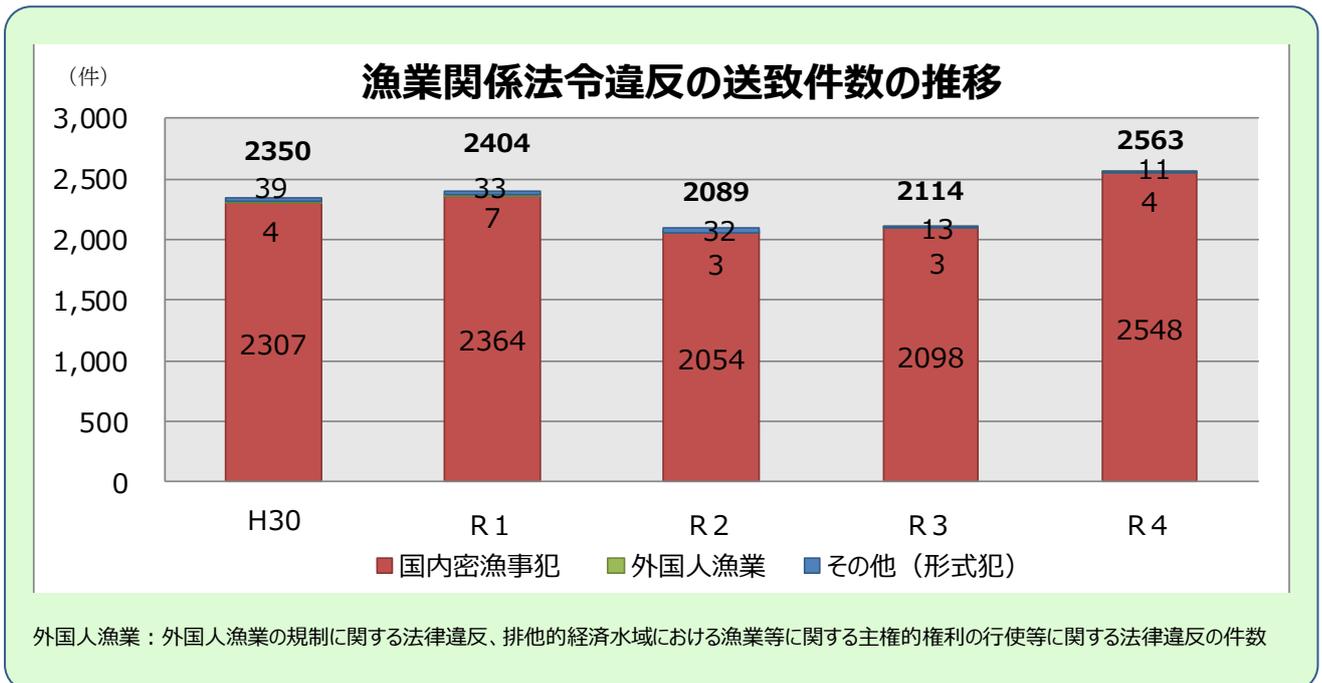


2. 漁業関係法令違反の取締り状況

漁業関係法令違反の送致件数は、2563 件（前年比 449 件増）で送致件数全体の 35.0%となりました。

国内密漁の形態としては、暴力団等による組織的かつ大規模に行われるもののほか、海水浴客等による自己消費目的のものなど多岐にわたり、前年比 450 件増となる 2548 件を送致しております。

また、令和 4 年にあつては、外国漁船による漁業関係法令違反の検挙実績はありません。



○「しらすうなぎ」密漁事件（玉野海上保安部）

令和4年4月、岡山県との合同取締りに際して「しらすうなぎ」の密漁者5名を発見し、海上保安官等が現場に急行するも、密漁者は分散して逃走しましたが、追跡の結果、現場付近にて確保した1名を岡山県海面漁業調整規則違反（全長等の制限）で通常逮捕しました。

その後の捜査により、逃走した4名を特定し、同様の容疑で通常逮捕しました。採捕された「しらすうなぎ」は124匹に及んでいます。

「白いダイヤ」しらすうなぎ

「しらすうなぎ」とは、うなぎの稚魚のことで、希少性が高く、高値で取引されていることから、令和5年12月からは特定水産動植物として、罰則等が強化された漁業法の適用を受けることとなります。

計測方法は？

バケツの中を動き回っている「しらすうなぎ」の全長と匹数を特定するため、岡山県水産課職員の協力を得て、麻酔を使用してしらすうなぎを仮死状態にさせた後、一匹一匹まな板の上に並べて計測しました。



仮死状態にして計測している「しらすうなぎ」

○組織的「なまこ」密漁事件（室蘭海上保安部）

令和4年3月、近隣警察署と共同捜査により、「なまこ」約351kgを不法に採捕したとして密漁者10名を現行犯逮捕しました。

その後の捜査により、密漁を主導した2名、さらに採捕した「なまこ」を取引した事実から水産加工会社代表者についても逮捕するに至り、総勢13名という密漁グループの検挙となりました。

室蘭海上保安部においては、令和2年から3年連続で、なまこ密漁グループを検挙しております。

「黒いダイヤ」なまこ

なまこの密漁にあつては、高額かつ大量に取り引きされていることから、暴力団の資金源になっていることも明らかになっています。



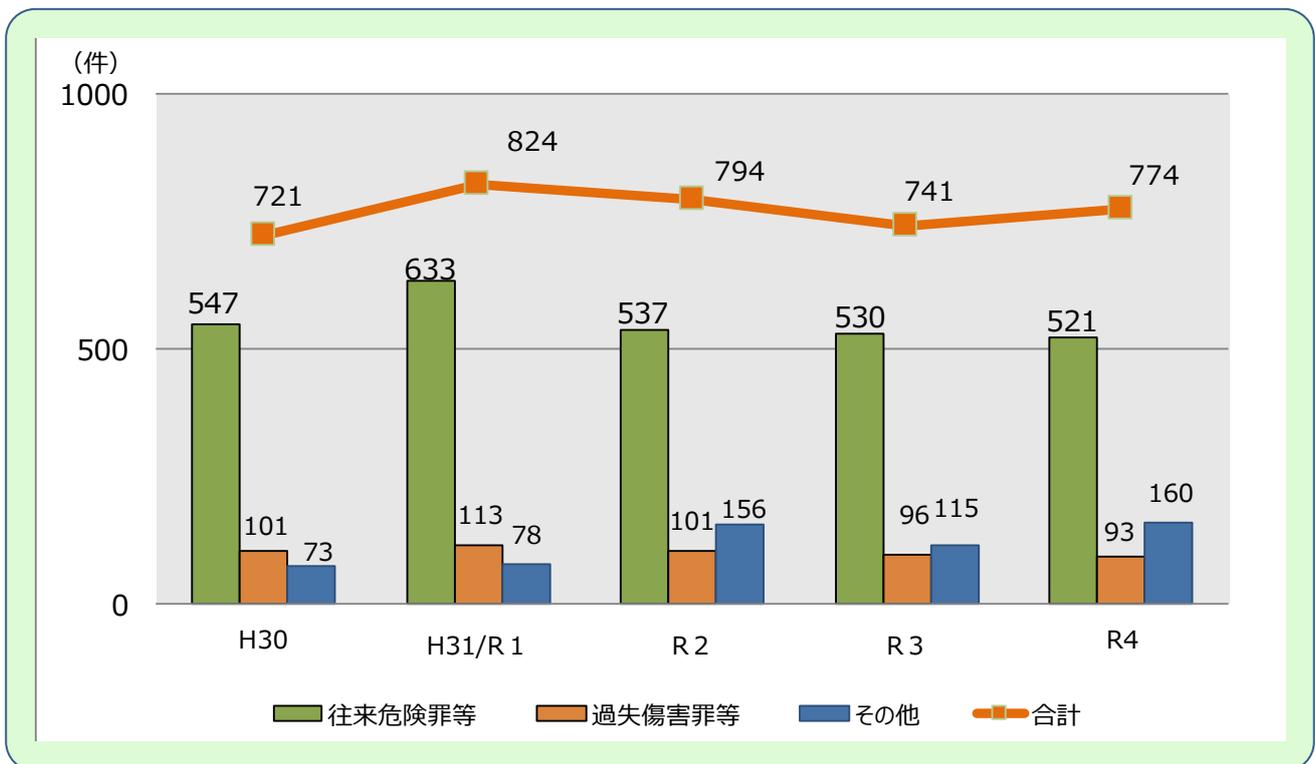
押収した「なまこ」

3. 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は 774 件（前年比 33 件増）で送致件数全体の 10.6%となりました。

罪種別では、船舶の衝突や乗揚げ等、船舶の往来の危険を生じさせる罪が 521 件で刑法犯全体の 67.3%、過失により船舶を衝突させるなどして乗船者を負傷させる業務上過失傷害等の罪が 93 件で 12.0%となりました。

また、窃盗及び強盗の罪が 18 件（前年比 6 件増）となっており、阪神港内における停泊中の内航船舶に対する広域連続窃盗事件、苫小牧港向け航行中のフェリー船内窃盗事件などについて捜査を行い、窃盗の容疑で逮捕しています。



○広域連続窃盗事件（第五管区合同捜査本部）

令和 4 年 1 月以降、大阪府及び兵庫県内の岸壁に係留する船舶内にて、相次いで窃盗事案・窃盗未遂事案が発生し、第五管区海上保安本部及び近隣の海上保安部署が合同で捜査を行い、防犯カメラ映像の確認や被害船舶内での鑑識作業等により、男 1 名を窃盗未遂及び艦船侵入の容疑で通常逮捕しました。

その後の捜査の結果、他の複数の船舶に対する余罪（窃盗及び艦船侵入）により、再逮捕しています。

○フェリー船内窃盗事件（苫小牧海上保安署）

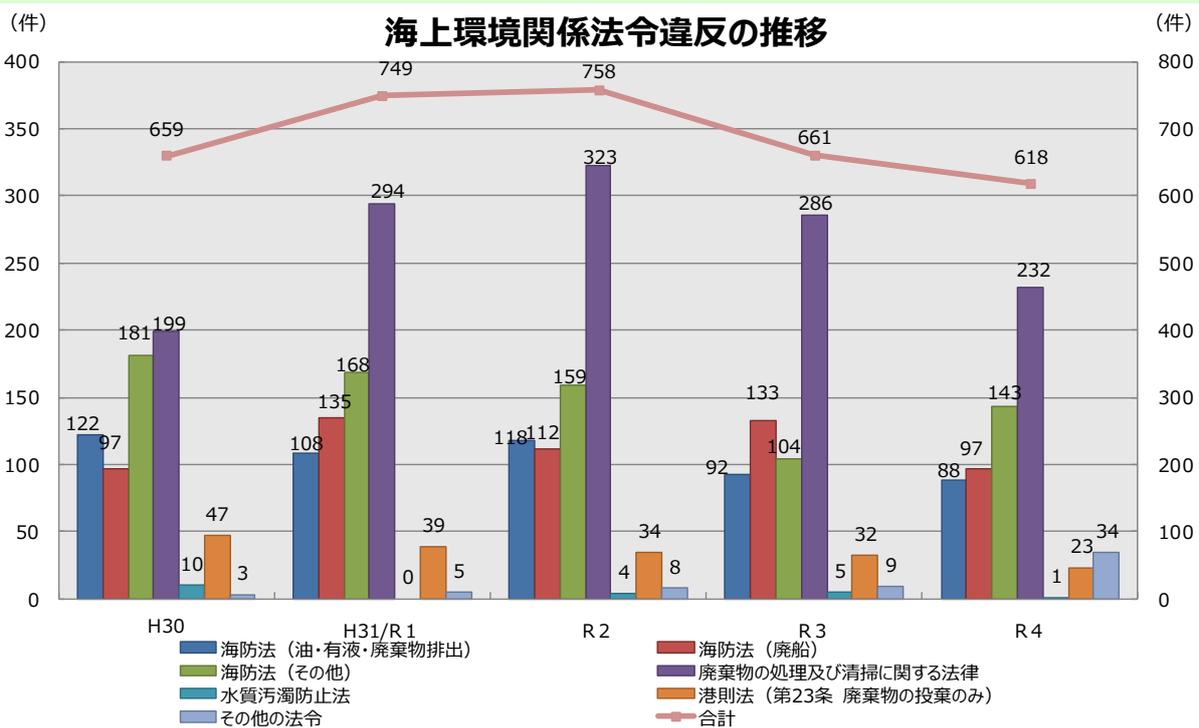
令和 4 年 4 月、苫小牧港向け航行中のフェリーから「船内で窃盗が発生した疑いがある」旨の通報を受け、フェリーの入港後直ちに海上保安官を派遣し、下船を急ぐ乗客に配慮しつつ、事情聴取、防犯カメラ映像の確認等の対応にあたりました。

初動捜査を迅速に行い、現場に入った約 1 時間後には、乗客の現金や下着を盗んだとして、男 1 名を窃盗の容疑で緊急逮捕しました。

4. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は618件（前年比43件減）で送致件数全体の8.4%となりました。

法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出、船舶の不法投棄等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反が328件で海上環境法令違反全体の53.1%、廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が232件で37.5%となりました。



海防法：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

○廃養殖用金網不法投棄事件（唐津海上保安部）

令和4年9月、佐賀県外津漁港内に、不要となった産業廃棄物である生け簀用金網約3,900kgを投棄したとして、水産会社の代表を含む3名を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙し、検察庁へ送致しました。

漁港内をパトロール中の海上保安官が、枠だけが残された生け簀を発見し、潜水土により現場海域を捜索したところ海底に投棄された金網を見つけるに至ったものです。



潜水土が発見した金網



揚収された金網

5. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

薬物・銃器関係法令違反の送致件数は 92 件（前年比 29 件増）となりました。

この詳細については、令和 5 年 1 月 18 日付、公表の「令和 4 年の密輸・密航等取締り状況について（速報値）」（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）に掲載）をご参照ください。

6. 出入国関係法令違反の取締り状況

出入国関係法令違反の送致件数は 18 件（前年比 15 件減）となりました。

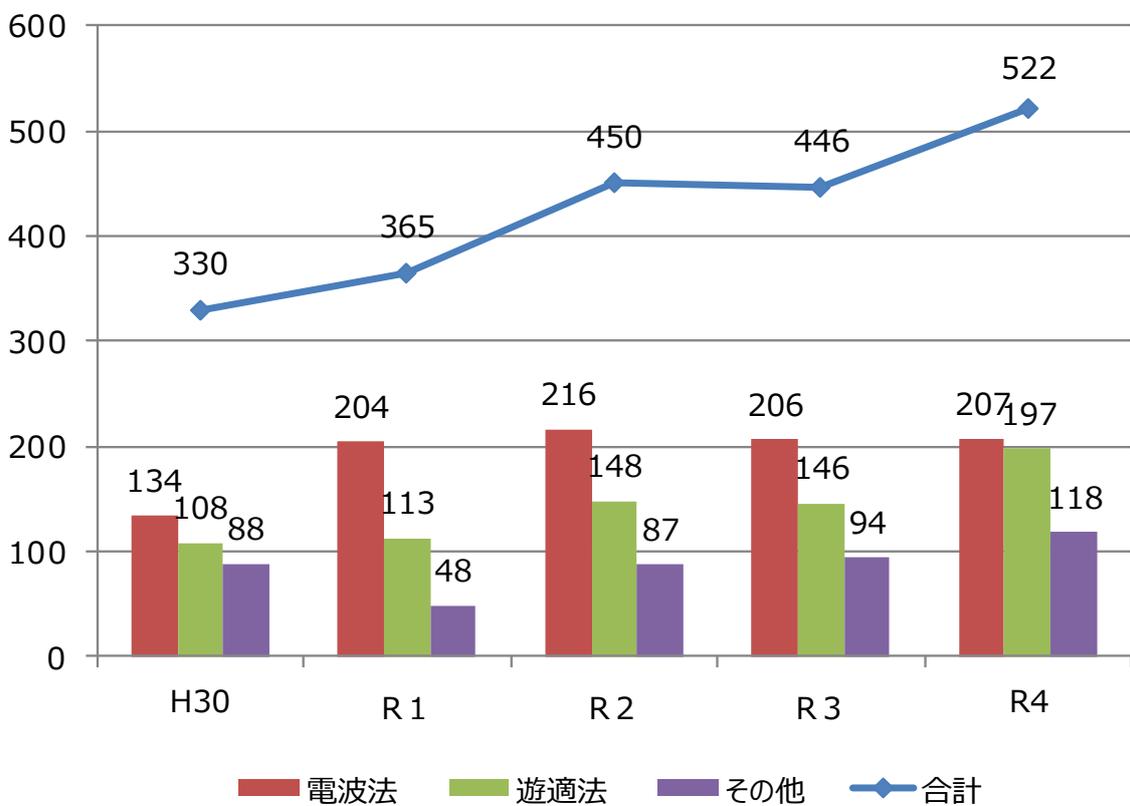
この詳細については、令和 5 年 1 月 18 日付、公表の「令和 4 年の密輸・密航等取締り状況について（速報値）」（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）に掲載）をご参照ください。

7. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令違反としては、電波法違反、遊漁船業の適正化に関する法律違反、軽犯罪法等の違反があり、送致件数は 522 件（前年比 76 件増）で送致件数全体の 7.1%となりました。

法令別では、漁業無線局やアマチュア無線局を不法に開設する等の電波法違反が 207 件でその他の法令違反全体の 39.7%、登録を行わずに遊漁船業を営む等の遊漁船業の適正化に関する法律違反が 197 件で 37.7%となりました。

その他の法令違反の法令別送致件数の推移



遊適法：遊漁船業の適正化に関する法律

取調べの録音・録画の実施状況について

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間における、取調べの録音・録画は、制度対象事件なし、制度対象事件以外の事件 34 事件 について実施しました。

引き続き、供述の任意性・信用性の確保を目的とする本制度に的確に対応していきます。

(参考) 制度対象事件等について

※ 1 制度対象事件

次に掲げる事件について、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況について、例外事由（機器の故障等）に該当する場合を除き、録音・録画を行う。

- ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
- ② 短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

海上保安庁で取り扱う可能性のある制度対象事件の具体例としては、現住艦船放火（刑法第108条）、往来妨害致死（刑法第124条第2項）、通貨偽造及び行使等（刑法第148条第1項・第2項）、強制わいせつ等致死傷（刑法第181条第1項・第2項）、殺人（刑法第199条）、傷害致死（刑法第205条）、強盗致死傷（刑法第240条）、営利目的薬物密輸（覚せい剤取締法第41条第2項）、営利目的けん銃等密輸（銃刀法第3条の4・第31条の2第2項）、海賊行為に関する罪・未遂等（海賊処罰法第3条第1項・第2項）など様々なものがあります。

※ 2 制度対象事件以外の事件

制度対象事件以外の事件のうち、精神に障害がある被疑者に係る事件等、公判において、供述の任意性・信用性をめぐって争いが生じる可能性がある事件の取調べ又は弁解の機会について、制度対象事件と同様に、録音・録画を行う。



令和5年1月18日

海上保安庁

令和4年の密輸・密航等取締り状況について（速報値）

～過去最大量の大麻を押収～

海上保安庁では、関係機関と合同で過去最大量となる大麻約300kgを押収するなど、薬物密輸を水際で阻止しました。大麻乱用の拡大が顕著である昨今の情勢において、海外からの大麻供給を遮断する観点からも、水際で阻止することは非常に重要です。

引き続き、監視体制を強化するとともに国内外の関係機関と連携し、不正薬物の水際阻止を強力に推進します。

1 密輸取締り状況（別紙1「過去5年間の密輸事犯等の摘発状況」参照）

令和4年に当庁が摘発した（関係機関と合同で摘発したものを含む。各項目について同じ。）薬物密輸事犯は2件であり、前年と比較し4件減少しました。内訳については次のとおりです。

- （1）覚醒剤の密輸入事犯は1件であり、押収量は約12kg（末端密売価格約7億円相当）でした。
- （2）大麻の密輸入事犯は1件であり、押収量は約300kg（末端密売価格約18億円相当）でした。

2 違法薬物所持・使用罪摘発状況

薬物所持事犯の摘発件数は4件であり、その内訳は、覚醒剤と大麻の不法所持が1件（覚醒剤使用でも摘発）、覚醒剤不法所持が1件、大麻不法所持が2件でした。

3 密航取締り状況（別紙2「過去5年間の密航事犯の摘発状況」参照）

令和4年に当庁が摘発した密航事犯は1件、摘発人数については、不法上陸者1名であり、前年と比較し4件減少しました。

4 犯罪インフラ事犯摘発状況

犯罪インフラ*事犯の摘発件数は1件であり、出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）者、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反（労働者の派遣禁止）者の計2名を摘発しました。*犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のこと。外国人に係る犯罪インフラ事犯には、不法就労助長、旅券・在留カード等偽造、偽造在留カード所持等が挙げられます。

5 その他の取締り状況

乱用拡大が懸念される未規制物質の流通を防ぐ観点から、取締りの過程で把握した当該物質について、厚生労働省に対し、情報を提供しました。

6 近年の傾向及び今後の対策

海上からの薬物の密輸事犯については、一度に大量の薬物を密輸する事犯が相次いで発生しており、その手口としては、海上コンテナ貨物への隠匿によるものを中心として、大口化・巧妙化の傾向が続いています。

また、船舶利用による密航については、貨物船からの不法上陸といった小口化の傾向が続いているほか、新型コロナウイルス感染症の水際対策により上陸許可を受けていない乗組員が短時間上陸する等、摘発には至らない軽微な違反が多数発生しております。

令和4年10月から水際措置が緩和され、本年中には国際クルーズの受け入れを再開する動きがある等、従来の国際的な人流が戻りつつあります。こうした中、瀬取り（洋上における積荷の受け渡し）による大口の薬物密輸や訪日クルーズ船を利用した不正上陸といった国際犯罪も活発になることが懸念されます。海上保安庁では引き続き、次のとおり密輸・密航事犯の水際阻止を強力に推進します。

- (1) 国内外の関係機関との連携並びに海事・漁業関係者等からの情報収集及び分析を強化し、巡視船艇・航空機による監視警戒を適切に実施します。
- (2) 薬物・銃器の密輸、密航者の受渡し等の犯罪を引き起こす蓋然性が高い地域から来航する船舶に対して、重点的な立入検査、監視等を的確に実施します。
- (3) 組織犯罪の基盤を解明するなど犯罪インフラ事犯の取締りを強化します。
- (4) 密輸・密航防止に係る啓発活動を実施します。

過去 5 年間の密輸事犯等の摘発状況（速報値）

1. 薬物事犯の摘発状況

区分		年別				
		平成 30 年	平成 31 年 令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
摘発件数 (件)		15	9	5	11	6
押	覚 醒 剤	310.63kg	1647.67kg	237.38kg	626.49kg (1 件鑑定中)	11.96kg
	大 麻	23.59g	227.59g	0	164.17g	300.56kg (1 件鑑定中)
収	麻 薬	115.21kg	577.65kg	781.76kg	2.00 kg	0
	あ へ ん	0	0	0	0	0
	指定薬物	0	0	0	0	0
量						

※表の数値は、関係機関と合同で摘発したものを含む。

2. 銃器事犯の摘発状況

区分		年別				
		平成 30 年	平成 31 年 令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
摘発件数 (件)		1	1	1	0	0
押	銃砲 (丁)	1	0	0	0	0
	拳銃 (丁)	1	0	0	0	0
収	準空気銃等 (丁) ※模造拳銃を含む	0	0	0	0	0
	実包 (発)	8	1	38	0	0
量						

※表の数値は、関係機関と合同で摘発したものを含む。

過去5年間の密航事犯の摘発状況（速報値）

1. 船舶利用の密航事犯の摘発状況

区分 \ 年別	平成30年	平成31年/ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
摘発件数（件）	2	4	0	5	1
罪種別（人）	4	7	0	8	1
不法入国・上陸者	2	5	0	8	1
不法入国・上陸手引者	0	2	0	0	0
不法出国者 （企図者を含む）	1	0	0	0	0
不法出国手引者	1	0	0	0	0

※表の数値は、関係機関と合同で摘発したものを含む。

2. 船舶利用の密航者国籍別の摘発状況

国籍 \ 年別	平成30年	平成31年/ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
中国（人）	2	3	0	1	0
韓国（人）	0	0	0	0	0
ベトナム（人）	0	2	0	5	1
ロシア（人）	0	0	0	2	0
日本（人）	1	0	0	0	0
合計（人）	3	5	0	8	1

※表の数値は、関係機関と合同で摘発したものを含む。

令和4年の主な摘発事例

【事件名】汽船光進丸船内覚醒剤不法所持等事件（大阪府堺市）

令和4年1月、第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部及び堺海上保安署は、阪神港（大阪府堺市）着岸中の汽船光進丸船内で覚醒剤0.111グラム及び大麻を含有する液体0.520グラムを所持した男性を覚醒剤取締法違反（所持）及び大麻取締法違反（所持）で摘発するとともに、覚醒剤0.06グラムを含有する水溶液を自己の身体に注射した同人を覚醒剤取締法違反（使用）で摘発しました。



押収した覚醒剤等

令和4年の主な摘発事例

【事件名】 ベトナム人不法滞在者等による不法就労事件(福岡県福岡市)

令和4年2月、第七管区海上保安本部及び福岡海上保安部は、中国人1名と日本人1名について、

- ・ 中国人を、博多港に着岸中の外国籍貨物船において、ベトナム人（不法残留・資格外活動）を荷役作業員として働かせる不法就労活動をさせた「出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長罪）」
- ・ 日本人と中国人を、共謀のうえ、福岡市内運送会社が営む港湾運送業務に同ベトナム人を荷役作業員として不法に派遣した「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反（労働者の派遣禁止）」

でそれぞれ逮捕しました。



関係する外国貨物船